

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規程により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

匝瑳市長 太田 安規

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

匝瑳市全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 2 7 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

○経営体数	全 312 経営体
①認定農業者（個人）	216 経営体
②認定農業者（法人）	37 経営体
③認定新規就農者	9 経営体
④法人経営体	3 経営体
⑤基本構想到達者	47 経営体

4. 当該区域における農業の将来の在り方

平成 2 7 年度に実施した意向調査（アンケート）の結果、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少と、それに伴う耕作放棄地の増加が改めて判明した。

解決策として、匝瑳市が持つ産地としての特性や強みを生かしつつ、集落営農の組織化や担い手への農地集積、新規就農者への支援を推進し、地域農業の担い手となる農業後継者の育成を図る。

多面的機能支払交付金事業を活用した、農地の保全・耕作放棄地対策を支援する。

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

- ①農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ②担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける